

## くしろ地域×荒川区交流促進・販路拡大事業委託業務に係る公募型プロポーザルの実施について

### 1 事業の概要

#### (1) 業務名

くしろ地域・荒川区交流促進強化事業委託業務

#### (2) 業務の目的及び内容

荒川区在住者等にくしろ地域の魅力を発信し、交流・関係人口の創出・拡大及び特産品の販路拡大並びに賑わいの場を創出することを目的に実施する。

### 2 事業の実施主体

北海道釧路地域・東京都特別区交流推進協議会 代表 釧路町村会長 棚野 孝夫

### 3 委託期間

契約締結の日から令和8年12月25日（金）まで

### 4 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数の企業等（法人及び個人を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人若しくは道内に住所を有する個人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 税を滞納している者でないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ コンソーシアムの構成員が、単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

### 5 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、4に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限

令和8年4月10日（金）午後5時（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

ウ 提出場所

〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 釧路総合振興局内

北海道釧路地域・東京都特別区交流推進協議会事務局 釧路町村会事務局長 澤野 貢一

電話：0154-43-0649 F A X：0154-43-2010 e-mail：sencho2@bz03.plala.or.jp

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

### 6 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 上記4の参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出を要請する。

(2) (1)の提出要請を受けた者は、次のアからオまでに定めるところにより、企画提案書を提出することができる。

ア 提出期限：令和8年5月11日（月）午後5時（必着）

イ 提出場所：上記5（1）ウに同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

エ 提出書類：企画提案書、付属資料

オ 提出部数：12部（会社名、業務従事者氏名を記載したものを1部、記載しないものを11部）

- 7 提案の無効  
公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。
- 8 最良の提案をした者の選定方法  
あらかじめ定めた審査基準及び方法等により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者を選定する。
- 9 業務の委託  
上記8で選定した最良の提案をした者と委託契約手続を行う。
- 10 委託契約に関する基本的事項
  - (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として協議会と受託者が協議して決定する。
  - (2) 協議会は受託者に対して、協議会がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
  - (3) 本事業に関する著作権（製作過程で作られた素材等の著作権も含む）その他の権利は協議会に帰属するものとする。
- 11 その他
  - (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本円
  - (2) 契約書作成の要否  
要
  - (3) 無効となる参加表明書又は企画提案書  
企画提案書等が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
    - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
    - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
    - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
    - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
    - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
  - (4) プロポーザル審査会（ヒアリング）の実施  
企画提案書を提出した者に対してプロポーザル審査会においてヒアリングを実施することとし、日時、場所、留意事項等は別途通知する。
  - (5) 審査結果の通知  
企画提案書の採否は書面により通知する。
  - (6) 本事業は、北海道釧路地域・東京都特別区交流推進協議会の取組の中で実施するもので、契約者の審査・選定は、協議会のメンバーにより実施する。
  - (7) その他
    - ア 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
    - イ 企画提案書のプロポーザル審査会(ヒアリング)に参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
    - ウ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用することはない。
    - エ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
    - オ 各提出書類の提出後の差し替え及び再提出は認めない。
    - カ 提出された全ての書類は返却しない。
    - キ 期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても、企画提案の参加の意思がないものとみなす。また、企画提案書のヒアリングに出席しない場合も同様に企画提案の参加意思がないものとみなす。
    - ク 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
    - ケ 詳細は、企画提案指示書等による。
    - コ 本事業は、予算議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び予算額等について変更する場合又は事業が中止となる可能性がある。